

5 受検資格

実務経験年数は、令和6年10月18日現在で算定します。なお、実務経験とは、当該検定職種に関する実務の経験でなければならず、この範囲には現場における作業のみならず、管理、監督、訓練、教育及び研究の業務や入職後に受けた訓練又は教育が含まれます。

(単位 年)

等級区分 受検対象者(注1)	特級	1級			2級		3級	単一等級	
	1級に合格した後の実務の経験年数	1級の受検に必要な実務経験年数			2級の受検に必要な実務経験年数		3級の受検に必要な実務経験年数(注7)	単一等級の受検に必要な実務経験年数	
		直接1級を受検	2級合格後	3級合格後	直接2級を受検	3級合格後(注7)			
実務経験のみ	5	7	2	4	2	0	0(注8)	3	
専門高校卒業(注2) 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0		0	1	
短大・高専・高校専攻科卒業(注2) 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0		0	0	
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)(注2) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0		0	0	
専修学校(注3)又は各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限り)		800時間以上			6		0	0(注9)	1
		1,600時間以上			5		0	0(注9)	1
		3,200時間以上			4		0	0(注9)	0
短期課程の普通職業訓練修了(注4)(注10)		700時間以上			6		0	0(注6)	1
普通課程の普通職業訓練修了(注4)(注10)		2,800時間未満			5		0	0	1
		2,800時間以上			4		0	0	0
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練修了(注4)(注10)		3			1		2	0	0
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練修了(注10)		1			0		0	0	
長期課程又は短期養成課程の指導員養成訓練修了(注10)		1(注5)			0(注5)		0	0	
職業訓練指導員免許取得		1			-		-	0	
長期養成課程の指導員養成訓練修了(注10)	0		0	0	0				

(注1) 検定職種に関する学科(P16参照) 訓練科又は免許職種に関するものに限りです。

「検定職種に関する」の範囲については厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyouno_uryoku/ability_skill/ginoukentei/kansuru.html (「厚生労働省検定職種に関する」で検索) をご覧ください。

検定職種に関連のない学科・訓練科又は免許職種を卒業又は修了した者は、「実務経験のみ」の欄の年数になります。

また、大学、短大、高校、専修学校等の卒業、各課程の職業訓練の修了、指導員免許の取得に係る実務経験年数は、卒業、修了、取得後の実務経験年数が対象となります。